

○金融庁告示第 号

新型コロナウイルス感染症等の影響による社会経済情勢の変化に対応して金融の機能の強化及び安定の確保を図るための銀行法等の一部を改正する法律（令和三年法律第四十六号）及び銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令（令和三年内閣府令第 号）の施行に伴い、保険業法施行規則第八十六条の二等の規定に基づき保険会社及びその子会社等の資本金、基金、準備金等及び通常の予測を超える危険に相当する額の計算方法等を定める件（平成二十三年金融庁告示第二十三号）の一部を次のように改正し、令和三年十一月二十二日から適用する。

令和三年十一月 日

金融庁長官 中島 淳一

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>(連結の範囲)</p> <p>第一条 保険会社の経営の健全性を判断するための基準として保険金等の支払能力の充実の状況が適当であるかどうかの基準（保険会社及びその子会社等（保険業法（平成七年法律第百五号。以下「法」という。）第百十条第二項に規定する子会社等をいう。以下同じ。）に係る法第百三十条各号に掲げる額を用いる場合に限る。）並びに保険持株会社及びその子会社等の経営の健全性を判断するための基準は、連結財務諸表に基づき算出するものとする。この場合において、連結財務諸表については、連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和五十一年大蔵省令第二十八号。以下「連結財務諸表規則」という。）に基づき作成することとする。ただし、保険会社又は保険持株会社が法第百六条第一項第一号から第十二号まで、<u>第十七号</u>及び<u>第十八号</u>又は第二百七十一条の二十二第一項第一号から第十二号まで、<u>第十六号</u>及び<u>第十七号</u>に掲げる会社を子会社（法第二条第十二項に規定する子会社をいう。）としている場合における当該子会社（第三条第一項第二号イにおいて「金融子会社」という。）については、連結財務諸表規則第五条第二項の規定を適用しないものとする（当該規定を適用しないことが困難である場合を除く。）。</p> <p>(控除項目)</p> <p>第三条 法第百三十条第一号に掲げる額（保険会社の経営の健全性</p>	<p>(連結の範囲)</p> <p>第一条 保険会社の経営の健全性を判断するための基準として保険金等の支払能力の充実の状況が適当であるかどうかの基準（保険会社及びその子会社等（保険業法（平成七年法律第百五号。以下「法」という。）第百十条第二項に規定する子会社等をいう。以下同じ。）に係る法第百三十条各号に掲げる額を用いる場合に限る。）並びに保険持株会社及びその子会社等の経営の健全性を判断するための基準は、連結財務諸表に基づき算出するものとする。この場合において、連結財務諸表については、連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和五十一年大蔵省令第二十八号。以下「連結財務諸表規則」という。）に基づき作成することとする。ただし、保険会社又は保険持株会社が法第百六条第一項第一号から第十二号まで、<u>第十四号</u>及び<u>第十五号</u>又は第二百七十一条の二十二第一項第一号から第十二号まで、<u>第十四号</u>及び<u>第十五号</u>に掲げる会社を子会社（法第二条第十二項に規定する子会社をいう。）としている場合における当該子会社（第三条第一項第二号イにおいて「金融子会社」という。）については、連結財務諸表規則第五条第二項の規定を適用しないものとする（当該規定を適用しないことが困難である場合を除く。）。</p> <p>(控除項目)</p> <p>第三条 「同上」</p>

を判断するための基準として保険金等の支払能力の充実の状況が
適当であるかどうかの基準を定めるために用いる保険会社及びそ
の子会社等に係る額に限る。)又は法第二百七十一条の二十八の
二第一号に掲げる額の計算にあたっては、次に掲げる額の合計額
を控除するものとする。

一 「略」

二 保険会社及びその連結子法人等又は保険持株会社及びその連
結子法人等が保有している次に掲げる者の株式その他の資本調
達手段(前号に該当するものを除く。)の額の合計額

イ 「略」

ロ 当該保険会社又は保険持株会社が法第百六条第一項第一号
から第十二号まで、第十七号又は第十八号に掲げる会社(同
項第十二号に掲げる会社のうち従属業務を専ら営む者を除く
。以下この号において「金融業務を営む会社」という。)を
子法人等としている場合における当該子法人等であつて、連
結財務諸表規則第五条第一項各号又は第二項に該当するため
、連結の範囲に含まれない者(イに掲げる者を除く。)

ハ 「略」

2 「略」

(各リスクの計算)

第四条 規則第八十八条第一号又は第二百十条の十一の四第一号に
規定する額(保険リスク相当額)は、次に掲げる額の合計額とす

一 「同上」

二 「同上」

イ 「同上」

ロ 当該保険会社又は保険持株会社が法第百六条第一項第一号
から第十二号まで、第十四号又は第十五号に掲げる会社(同
項第十二号に掲げる会社のうち従属業務を専ら営む者を除く
。以下この号において「金融業務を営む会社」という。)を
子法人等としている場合における当該子法人等であつて、連
結財務諸表規則第五条第一項各号又は第二項に該当するため
、連結の範囲に含まれない者(イに掲げる者を除く。)

ハ 「同上」

2 「同上」

(各リスクの計算)

第四条 規則第八十八条第一号又は第二百十条の十一の四第一号に
規定する額(保険リスク相当額)は、次に掲げる額の合計額とす

る。ただし、内部モデル方式（別表第八に規定する内部モデル方式をいう。以下この項において同じ。）を用いる場合には、規則第八十五条第一項第二十三号若しくは第二百十条の十四第二項第九号の規定に基づき当該内部モデル方式の使用を届け出たときは規則第八十五条第一項第二十四号若しくは第二百十条の十四第二項第十号の規定に基づき当該内部モデル方式の変更を届け出たときに限るものとする。この場合において、次の各号に掲げるリスク相当額の計算が困難であつて、保険会社又は保険持株会社の連結保険子法人等が、当該連結子法人等に関し他の法令（外国の法令を含む。）の規定に基づく方法により当該各号に掲げるリスク相当額と同様の額を算出している場合には、当該各号に掲げるリスク相当額（当該同様の額に係る部分の額を除く。）に、当該同様の額を加えた額とすることができる。

「一〇三 略」

「二〇四 略」

5 規則第八十八条第五号又は第二百十条の十一の四第五号に規定する額（最低保証リスク相当額）は、別表第十一に掲げる標準的方式又は代替的方式のいずれかにより計算した額とする。ただし、代替的方式を用いる場合には、規則第八十五条第一項第二十三号若しくは第二百十条の十四第二項第九号の規定に基づき当該代替的方式の使用を届け出たとき又は規則第八十五条第一項第二十四号若しくは第二百十条の十四第二項第十号の規定に基づき当該代替的方式の変更を届け出たときに限るものとする。この場合に

る。ただし、内部モデル方式（別表第八に規定する内部モデル方式をいう。以下この項において同じ。）を用いる場合には、規則第八十五条第一項第十三号の二若しくは第二百十条の十四第二項第九号の規定に基づき当該内部モデル方式の使用を届け出たときは規則第八十五条第一項第十三号の三若しくは第二百十条の十四第二項第十号の規定に基づき当該内部モデル方式の変更を届け出たときに限るものとする。この場合において、次の各号に掲げるリスク相当額の計算が困難であつて、保険会社又は保険持株会社の連結保険子法人等が、当該連結子法人等に関し他の法令（外国の法令を含む。）の規定に基づく方法により当該各号に掲げるリスク相当額と同様の額を算出している場合には、当該各号に掲げるリスク相当額（当該同様の額に係る部分の額を除く。）に、当該同様の額を加えた額とすることができる。

「一〇三 同上」

「二〇四 同上」

5 規則第八十八条第五号又は第二百十条の十一の四第五号に規定する額（最低保証リスク相当額）は、別表第十一に掲げる標準的方式又は代替的方式のいずれかにより計算した額とする。ただし、代替的方式を用いる場合には、規則第八十五条第一項第十三号の二若しくは第二百十条の十四第二項第九号の規定に基づき当該代替的方式の使用を届け出たとき又は規則第八十五条第一項第十三号の三若しくは第二百十条の十四第二項第十号の規定に基づき当該代替的方式の変更を届け出たときに限るものとする。この場

において、最低保証リスク相当額の計算が困難であつて、保険会社又は保険持株会社の連結保険子法人等が、当該連結子法人等に関する他の法令（外国の法令を含む。）の規定に基づく方法により最低保証リスク相当額と同様の額を算出している場合には、最低保証リスク相当額（当該同様の額に係る部分の額を除く。）に、当該同様の額を加えた額とすることができる。

【6～12 略】

別表第十一

I	【略】
II	最低保証リスク相当額の算出
1	【略】
2	代替的方式

次の①から⑩に定める基準を満たす保険会社及びその子会社等又は保険持株会社の子会社等（以下「保険会社等」という。）は代替的方式を用いることができる。ただし、代替的方式を用いた場合には、バック・テスティングの結果、代替的方式の使用を継続することが不適当と認められ、代替的方式の使用を中断する旨又はリスク計測モデルに重大な変更を加える旨をあらかじめ金融庁長官に届け出た場合を除き、これを継続して使用しなければならない。

当該方式を用いて算出する最低保証リスク相当額は、標準的方式を用いる場合の債務履行を担保する水準と同等となる

合において、最低保証リスク相当額の計算が困難であつて、保険会社又は保険持株会社の連結保険子法人等が、当該連結子法人等に関する他の法令（外国の法令を含む。）の規定に基づく方法により最低保証リスク相当額と同様の額を算出している場合には、最低保証リスク相当額（当該同様の額に係る部分の額を除く。）に、当該同様の額を加えた額とすることができる。

【6～12 同上】

別表第十一

I	【同左】
II	最低保証リスク相当額の算出
1	【同左】
2	代替的方式

次の①から⑩に定める基準を満たす保険会社及びその子会社等又は保険持株会社の子会社等（以下「保険会社等」という。）は代替的方式を用いることができる。ただし、代替的方式を用いた場合には、バック・テスティングの結果、代替的方式の使用を継続することが不適当と認められ、代替的方式の使用を中断する旨又はリスク計測モデルに重大な変更を加える旨をあらかじめ金融庁長官に届け出た場合を除き、これを継続して使用しなければならない。

当該方式を用いて算出する最低保証リスク相当額は、標準的方式を用いる場合の債務履行を担保する水準と同等となる

<p>ものとして、規則第八十五条第一項第二十三号又は第二百十 条の十四第二項第九号の規定に基づき届け出た算出方法（規 則第八十五条第一項第二十四号又は第二百十条の十四第二項 第十号の規定に基づき変更を届け出た算出方法を含む。）に より計算した額とする。 【①～⑬ 略】</p> <p>3 【略】</p> <p>備考 【略】</p>	<p>ものとして、規則第八十五条第一項第十三号の二又は第二百 十条の十四第二項第九号の規定に基づき届け出た算出方法（ 規則第八十五条第一項第十三号の三又は第二百十条の十四第 二項第十号の規定に基づき変更を届け出た算出方法を含む。 ）により計算した額とする。 【①～⑬ 同左】</p> <p>3 【同左】</p> <p>備考 【同左】</p>
<p>備考 表中の「」の記載は注記ひょう。</p>	